

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四編 補則」を
「第三編の二 申請により設置される都及び特別区の特例
第四編 補則
」に改める。

第三編の次に次の一編を加える。

第三編の二 申請により設置される都及び特別区の特例

（都及び特別区の設置）

第三百十九条の二 人口が高度に集中する大都市地域において都及び特別区を設置しようとするときは、都となろうとする道府県及び特別区となろうとする区域を含む市町村（以下この編において「関係地方公共団体」という。）は、協議により規約を定め、設置しようとする都及び特別区の円滑な運営の確保を図るための基本的な計画（以下「都・特別区基本計画」という。）の作成その他都及び特別区の設置に関する協議を行う協議会（以下「都・特別区設置協議会」という。）を設けるものとする。

2 都・特別区設置協議会の設置は、関係地方公共団体の条例でこれを定める。

3 都となろうとする道府県及び特別区となろうとする区域を含む市町村は、都・特別区設置協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、総務大臣に届け出なければならない。

(都・特別区設置協議会の組織)

第三百十九条の三 都・特別区設置協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

2 都・特別区設置協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係地方公共団体の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 都・特別区設置協議会の会長は、都・特別区設置協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。
(都・特別区設置協議会の規約)

第三百十九条の四 都・特別区設置協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 都・特別区設置協議会の名称

二 都・特別区設置協議会を設ける関係地方公共団体

三 都・特別区設置協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

四 都・特別区設置協議会の経費の支弁の方法

2 都・特別区設置協議会の規約には、第三百十九条の九第三号に掲げる事項につき規定を設けることができる。

(都・特別区設置協議会の組織の変更及び廃止)

第三百十九条の五 関係地方公共団体は、都・特別区設置協議会を設ける関係地方公共団体の数を増減し、若しくは都・特別区設置協議会の規約を変更し、又は都・特別区設置協議会を廃止しようとするときは、第三百十九条の二の例によりこれを行わなければならない。

(都・特別区基本計画の作成及び変更)

第三百十九条の六 都・特別区基本計画は、都及び特別区の円滑な運営の確保を図るための基本方針について、作成するものとする。

2 都・特別区基本計画は、都及び特別区の円滑な運営を確保することを目的とし、住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 都・特別区設置協議会は、都・特別区基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

4 都・特別区設置協議会は、前項の規定により都・特別区基本計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣に送付しなければならない。

5 都及び特別区は、都及び特別区の議会の議決を経て、都・特別区基本計画を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(申請による都及び特別区の設置)

第三百十九条の七 都及び特別区の設置は、関係地方公共団体の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

2 前項の申請については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 第一項の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

4 第一項の規定による処分があつたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

(事務・財源配分等協議会の設置)

第三百十九条の八 前条の規定により設置された都及び特別区は、協議により規約を定め、都と特別区の間

で分配する事務の範囲、管理及び執行の方法並びに都と特別区の間における財源配分及び財政調整に関する事項につき協議を行う協議会（以下「事務・財源配分等協議会」という。）を設けることができる。

2 都及び特別区は、事務・財源配分等協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、総務大臣に届け出なければならない。

3 事務・財源配分等協議会の設置及び協議の結果については、都及び特別区の議会の議決を経なければならない。

4 第三百十九条の三の規定は、事務・財源配分等協議会について準用する。
（事務・財源配分等協議会の規約）

第三百十九条の九 事務・財源配分等協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 事務・財源配分等協議会の名称
- 二 事務・財源配分等協議会を設ける都及び特別区
- 三 都と特別区の間で分配する事務の範囲、管理及び執行の方法並びに都と特別区の間における財源配分

及び財政調整に関する事項

四 事務・財源配分等協議会の組織並びに会長及び委員の選任方法

五 事務・財源配分等協議会の経費の支弁の方法

(事務・財源配分等協議会の組織の変更及び廃止)

第三百十九条の十 都及び特別区は、事務・財源配分等協議会を構成する特別区の数を増減し、若しくは事務・財源配分等協議会の規約を変更し、又は事務・財源配分等協議会を廃止しようとするときは、第三百十九条の八第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

(事務・財源配分等協議会による意見書の提出)

第三百十九条の十一 事務・財源配分等協議会は、協議が調った事項を実施するために必要な措置について、

内閣に対し意見書を提出することができる。

2 内閣は、前項の意見書の提出を受けたときは、その意見を尊重し、これに遅滞なく回答するとともに、その内容を国会に報告しなければならない。この場合において、内閣は、必要があると認めるときは、前項の意見書の提出を受けた日から三月以内に、所要の法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 国会は、前項前段の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずるものとする。

4 前三項の規定は、第三百十九の四第二項の規定により第三百十九条の九第三号に掲げる事項をその規約に定めた都・特別区設置協議会について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年 月 日から施行する。

(大都市に関する制度の改革に必要な法制上の措置その他の措置)

第二条 政府は、大都市制度の在り方について、関係する地方公共団体に検討を促し、当該検討の結果に基づき新たな制度への移行を求める地方公共団体の区域が速やかに当該制度に移行できるよう、次の各号に掲げる事項につき必要な法制上の措置その他の措置を当該各号に規定する期限までに講ずるものとする。

一 都となる道府県の議会の議員及び長の在任、特別区の設置による議会の議員及び長の選挙、都となる道府県及び特別区となる区域を含む市町村の一般職の職員の身分の取扱い、都となる道府県及び特別区

となる区域を含む市町村の権利及び義務の承継その他の経過措置並びに都及び特別区への移行を円滑にするために必要な制度（地方交付税に関するものを除く。）の整備 平成二十四年度末まで

二 大都市制度改革（地方交付税に関するものを含む。）に関し、関係する地方公共団体から国に対する大都市制度改革についての要望を促した上で、追加的に必要な制度の整備 平成二十五年度末まで